

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【地下水等水質検査】
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

	採取日	2023年7月5日		2024年1月10日	
	採取場所	処理施設 東岸付近(海域)	処理施設 南岸付近(海域)	処理施設 東岸付近(海域)	処理施設 南岸付近(海域)
	検査結果収受日	2023年8月24日		2024年2月20日	
埋立処分開始後の 地下水等水質検査 (廃掃法規則12条の7 の2 第8号の二) (最終処分省令 1条2項10号のロ) (維持管理基準省令 1条1号のロ) (測定頻度:1回/6月 測定箇所:2)	アルキル水銀	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	全シアン	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)
	ポリ塩化ビフェニル	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	四塩化炭素	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	一・二・ジクロロエタン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	一・一・ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	一・二・ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	一・一・一・トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	一・一・二・トリクロロエタン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	一・三・ジクロロプロペン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	チウラム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	一・四・ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	クロロエチレン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ダイオキシン (pg-TEQ/l) (※)	0.025	0.026	-	-	

(※)ダイオキシンについて、1年に1回の測定を実施する(維持管理基準省令 一条一ロに基づく)。